

要介護高齢者福祉タクシー

利用助成を行っています

(令和6年6月3日～)

対象者: 熊谷市内に住所があり 65歳以上で 要介護1以上
かつ 非課税世帯のかた

助成額: 利用券1枚当たり 初乗り運賃相当額(500円)

利用方法: 利用券は1回の乗車につき 1枚に限り 使用可能
〔ただし、乗車料金が初乗り運賃相当額の2倍以上
の額である場合は2枚まで使用可能〕

申請方法: 利用券の交付を受けたいかたは
介護保険被保険者証 を持参し
熊谷市役所 長寿いきがい課 または 各行政センター
福祉担当の窓口にて 申請してください



↑ 詳細はこちら

